二　法第三章、法第二十三条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分に限る。）並びに法第二十四条並びに第二十八条の規定による権限

イ・ロ　（略）

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第六条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通報等） **第五条の十**　（略） 2　前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十五条の規定による報告、海上交通安全法第三十九条第一項の規定による通報又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項若しくは第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。 3　（略）	（通報等） **第五条の十**　（略） 2　前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十五条の規定による報告、海上交通安全法第三十三条第一項の規定による通報又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項若しくは第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。 3　（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第七条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航海用具の備付け） **第八十二条**　小型船舶（係留船を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号の表に定める航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものには、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。 一　非自航船（推進機関及び帆装を有しない小型船舶をいう。以下同じ。）及びろかい舟以外の小型船舶に対するもの 航海用具の名称 / 数量 / 摘要 航行区域：近海以上の / 沿海区域 / 汽船 / （略） 航行区域：近海以上の / 沿海区域 / 帆船 / （略） 航行区域：平水区域 / 汽船 / （略） 航行区域：平水区域 / 帆船 / （略） （略） 備考 一～五　（略） 六　海上交通安全法第三十六条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第九項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含	（航海用具の備付け） **第八十二条**　小型船舶（係留船を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号の表に定める航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものには、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。 一　非自航船（推進機関及び帆装を有しない小型船舶をいう。以下同じ。）及びろかい舟以外の小型船舶に対するもの 航海用具の名称 / 数量 / 摘要 航行区域：近海以上の / 沿海区域 / 汽船 / （略） 航行区域：近海以上の / 沿海区域 / 帆船 / （略） 航行区域：平水区域 / 汽船 / （略） 航行区域：平水区域 / 帆船 / （略） （略） 備考 一～五　（略） 六　海上交通安全法第三十条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第九項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含